

○海部地区水防事務組合特別職の職員で非常勤の
ものの報酬及び費用弁償に関する条例

昭和 48 年 6 月 6 日
条例第 11 号

改正 昭和 49 年 2 月 25 日 条例第 1 号
昭和 50 年 2 月 21 日 条例第 2 号
平成 2 年 2 月 15 日 条例第 3 号
平成 3 年 10 月 17 日 条例第 3 号
平成 5 年 2 月 12 日 条例第 2 号
平成 8 年 2 月 15 日 条例第 2 号
平成 18 年 2 月 22 日 条例第 1 号
平成 21 年 4 月 10 日 条例第 1 号
平成 25 年 4 月 10 日 条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 の規定に
基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「非常勤の職員」という。）に対し
て支給する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 非常勤の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第 3 条 非常勤の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償
として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、国内旅行及び海外旅行の旅費ともに、
一般職の職員の例による。この場合において、副管理者は、管理者の例によるも
のとする。

(その他)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 2 月 25 日 条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 2 月 21 日 条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 年 2 月 15 日 条例第 3 号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 10 月 17 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 2 月 12 日条例第 2 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 2 月 15 日条例第 2 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 22 日条例第 1 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 10 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 10 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	報 酬 の 額
管 理 者	年額 50,000円
副 管 理 者	年額 35,000円
監 査 委 員	年額 30,000円
その他の非常勤の職員	予算の範囲内において管理者が定める額